

# 大学機関別認証評価等に関するQ&A

平成29年5月

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構



# 大学機関別認証評価



# 目 次

## I 大学機関別認証評価実施大綱について

### 評価の目的

- Q1 認証評価とは、何か。認証評価機関が大学を認証するということが。・・・ 1
- Q2 学年進行中の大学は評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q3 学部や研究科を増設した場合、その学部・研究科等が完成年度を迎えていなければ、評価を受けることができないのか。・・・ 1
- Q4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。・・・ 1

### 評価の基本的な方針

- Q5 機構が実施する認証評価の方針を示されたい。・・・ 2
- Q6 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大学は、10の基準すべてを「満たしている」ことが必要なのか。・・・ 2
- Q7 ピア・レビューを中心とした評価で、大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。・・・ 2

### 評価の実施体制

- Q8 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・ 2
- Q9 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。・・・ 3

### 評価の実施方法

- Q10 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 3
- Q11 機構の認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。・・・ 3
- Q12 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義及び位置付けなのか。・・・ 3
- Q13 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことを分析するのか。・・・ 4
- Q14 各大学が作成する自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。・・・ 4
- Q15 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 4
- Q16 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。・・・ 4

### 評価のスケジュール

- Q17 評価の申請数が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・ 5
- Q18 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。・・・ 5
- Q19 機構が行う認証評価に関する説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修会は、評価の申請をしない大学も参加可能か。・・・ 5

Q20	大学の自己評価担当者等に対する研修会には、どのような役職の者が出席すればよいか。	5
-----	--	---

### 評価結果の公表

Q21	評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。	5
Q22	大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。	6
Q23	民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。	6
Q24	評価結果の責任の所在はどこにあるのか。	6

### 情報公開

Q25	大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。	6
Q26	評価結果の公表の際は、大学から提出された自己評価書を機構のウェブサイトに掲載されるとあるが、自己評価書本文中の資料・データ等もそのまま掲載されるのか。	6

### 評価の時期

Q27	評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要とあるが、機構から何らかの周知があるのか。	7
Q28	機構の評価を受けたが、次回の評価も機構で受ける場合は、何年度から申請が可能なのか。	7

### 追評価

Q29	大学評価基準を満たしていないと判断された場合は、追評価において再度すべての基準について評価を受けることになるのか。	7
Q30	追評価はどのような手続きで行うのか。	7
Q31	追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。	7

## II 大学評価基準について

### はじめに（大学評価基準の性質）

Q32	10の基準が一つでも満たされない場合、機構から改善指導等があるのか。	8
Q33	一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いは、どのようになるのか。	8
Q34	基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。	8
Q35	国際連携・交流や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。	9

### 基準1 大学の目的

Q36	「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、認証評価を受ける前に、改めて目的を作成する必要があるのか。	9
Q37	観点 1-1-①に係る自己評価の際には、大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。	9

- Q38 大学院のみの大学（いわゆる大学院大学）の場合は、観点1-1-①に係る自己評価では「該当なし」と記載することになるのか。・・・10

## 基準2 教育研究組織

- Q39 観点2-1-⑥において、「附属施設、センター等」とはあくまでも「大学附属」の施設、センター等のみを対象とするのか。例えば、学部の附属施設は含まれないのか。・・・10
- Q40 附属病院や附属学校の診療活動や初等中等教育活動に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。・・・10

## 基準3 教員及び教育支援者

- Q41 観点3-1-①に係る自己評価の際には、講座制や学科目制について記述するのか。・・・10
- Q42 観点3-1-②に係る自己評価の際には、専任教員について分析すればよいのか。・・・10
- Q43 観点3-1-④、3-2-①について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。）・・・11

## 基準4 学生の受入

- Q44 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）とは、求める人材像や入学者選抜方針のいずれかを指すのか、双方を指すのか。・・・11
- Q45 観点4-2-①に関して、「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、どのような状態を指すのか。・・・11

## 基準5 教育内容及び方法

- Q46 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。・・・11

## 基準6 学習成果

- Q47 第1サイクルにおける基準の名称「教育の成果」を第2サイクルでは「学習成果」に変更しているが、なぜか。また、基準の名称の変更により、基本的な観点や分析に用いるデータ・資料に変更はあるのか。・・・12
- Q48 学習成果（ラーニング・アウトカム）の評価というと、AHELO（OECDが提唱する高等教育における学習成果の評価）やTOEIC等による国際的統一基準による評価が思い浮かぶが、基準6では、このような評価を想定しているのか。・・・12
- Q49 観点6-2-①に「就職（や進学）といった卒業（修了）後の進路の状況などの実績から判断して、学習成果が上がっているか」とあるが、企業などが求め、そして評価している能力は、（正課活動における）学習成果のみではなく、課外活動などを含めて、大学生活全般で学生が修得した能力ではないか。したがって、就職の状況から学習成果を分析・評価することは困難ではないか。・・・12

## 基準7 施設・設備及び学生支援

- Q50 施設等の財政措置を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどうするのか。・・・13

## 基準8 教育の内部質保証システム

- Q51 教育の内部質保証とはどのような概念か。・・・13

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

- Q52 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準細目9-1を満たしがたい大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。(具体的な改善策を示唆されるのか。) ••13
- Q53 観点9-1-③において、「適切な収支に係る計画等の策定」については、どのような視点から分析するのか。 ••14
- Q54 観点9-1-③でいう「関係者」の範囲については、大学で判断してよいか。 ••14
- Q55 観点9-1-⑤でいう「資源配分」とは、端的に言えば、教育経費や研究経費、教育研究施設・設備経費などの予算あるいは経費の配分のことを指すと解してよいか。 ••14
- Q56 観点9-1-⑥において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを分析するのか。また、大学の財務格付けのようなことを行うのか。 ••14
- Q57 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。 ••14
- Q58 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育活動経費との関係は、どのように評価するのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率(例えば、負債比率、消費支出比率、人件費比率、教育研究経費比率等)の数値目標の設定を考えているのか。 ••14
- Q59 資産や経常的収入の状況は、学校法人全体としての数字を示すことでよいか。 ••15
- Q60 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しなければ財務の結果が分からないと考えられるが、法人として1年を経過しなくても評価を受けることはできるのか。 ••15
- Q61 観点9-2-①において、国立大学、公立大学、私立大学では、管理運営の状況が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。 ••15
- Q62 観点9-2-①でいう「危機管理等」とは、どのような範囲を考えているのか。 ••15
- Q63 観点9-2-③において、監事が適切な役割を果たしているかについて、どのような評価を考えているのか。また、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することでよいか。 ••15
- Q64 観点9-3-②において、国立大学法人評価委員会による評価は、外部者による評価と位置付けられるのか、また、国立大学法人法に定める、学外の委員により構成される経営協議会において、様々な意見を聴取することは、外部者による評価と位置付けられるのか。 ••16

## 基準 10 教育情報等の公表

- Q65 法令等により公表が義務付けられているのはどのような情報か。 ••16
- Q66 観点10-1-③において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。 ••16

## Ⅲ 自己評価実施要項について

### 自己評価全般について

- Q67 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。 ••17
- Q68 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科(連合大学院)については、自己評価の際にどのように扱うべきか。 ••17
- Q69 大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠となる資料・データ等に基づいて自由記述式に自己評価を行うことになるのか。 ••17



## 目的の記載について

- Q70 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。・・・17
- Q71 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・18
- Q72 目的が、どの基準に対応しているのかを、「Ⅱ 目的」の頁に括弧書き等で明記する必要はあるのか。・・・18
- Q73 目的は、どのくらい具体的に記述すればよいのか。・・・18

## 観点ごとの分析について

- Q74 「基本的な観点」については、必ずすべて分析しなければならないのか。・・・18
- Q75 二つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、一つの観点を二つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか）・・・19
- Q76 「一部に『問題がある』と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません」と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はあるのか。・・・19
- Q77 以前受けた認証評価において、改善の指摘を受けている場合は、確認する事項となるのか。・・・19
- Q78 別紙2「観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・データ等例」にある資料は、全部提出するのか。・・・19
- Q79 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点に係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。・・・20
- Q80 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求めるのか。・・・20
- Q81 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それをすべて自己評価書に記述するのか、若しくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。・・・20
- Q82 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。・・・20
- Q83 観点に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）  
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。・・・20
- Q84 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若しくは一文にまとめて記述するのか。・・・21

Q85 「観点の性格・内容により、学部・研究科等ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別（学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の別）に分析が必要な場合と同様に、「観点到係る状況」，「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。

また、大学の判断で、学部等ごとの状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到係る状況の分析が不十分」であるということになり、不足分として学部等ごとの分析を求められることはあるのか。

Q86 学部等間の多様性や活動状況の差異について、大学全体としての自己評価はどのように行うのか、また機構はどのように評価するのか。 •• ~~21~~  
22

Q87 基準5「教育内容及び方法」以外の基準において、課程別（学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の別）に分析が必要な観点とはどれか。 •• 22

Q88 取組や活動によっては、根拠となる資料・データ等が不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを必要としているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。 •• 22

Q89 自己評価を行った取組や活動すべてが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。 •• 22

#### 現況

Q90 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。 •• 23

#### 様式等

Q91 基準の「観点ごとの分析」を全体として70,000字以内（字数制限）で記述とあるが、各大学の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。 •• 23

#### 自己評価の根拠となる資料・データ等

Q92 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。 •• 23

Q93 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載（別添とする資料・データ等を含む。）にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、大学が判断してよいか。 •• 23

Q94 自己評価書の電子媒体を提出する際、自己評価書の本文に掲載・添付した根拠となる資料・データ等のほか、別添として提出した資料・データ等もすべて提出することになるのか。 •• 24

Q95 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。 •• 24

### IV 評価実施手引書について

Q96 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。 •• 25

Q97 書面調査の過程において、自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、追加提出の依頼を行うとあるが、どの程度まで提出依頼を行うことがあるのか。 •• 25

Q98 観点ごとの分析・判断の記述例が「評価実施手引書」7ページの表に示されているが、これ以外の記述は許されないのか。 •• 25

- Q99 基準1～10の評価において、観点ごとの分析・判断の結果に基づき、基準を満たしているかどうかを判断するとあるが、基準の観点のうち、一つでも不十分と判断されたものがあれば、基準を満たしていないと判断するのか。・・・25
- Q100 各基準において、「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として抽出するとあるが、どのような視点から抽出するのか。・・・25
- Q101 評価結果（案）の通知（1月）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度であるが、期間が短いのではないかと。・・・26

## V 訪問調査実施要項について

- Q102 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。・・・27
- Q103 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。・・・27
- Q104 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。・・・27
- Q105 訪問調査における、卒業（修了）生等の面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。・・・27
- Q106 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。・・・27

## VI その他

- Q107 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。・・・28

## I 大学機関別認証評価実施大綱について

### 評価の目的

---

#### Q1 認証評価とは、何か。認証評価機関が大学を認証することか。

---

- A 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を意味します。日本における大学の公的な質保証システムは「設置基準、設置認可審査、認証評価」の3つの要素から成り立っており、認証評価は設置認可後の事後確認として重要な機能を有しているものと位置付けられています。
- ただし、認証評価機関が大学を認証するという意味ではありません。

---

#### Q2 学年進行中の大学は評価の対象となるのか。

---

- A 大学全体が学年進行中の大学（完成年度に達していない新設大学）については、卒業生が出ていないため、基準6「学習成果」の評価が困難であることから、評価の申請を受け付けないこととしています。

---

#### Q3 学部や研究科を増設した場合、その学部・研究科等が完成年度を迎えていなければ、評価を受けることができないのか。

---

- A 大学として完成年度を迎えている（卒業生を輩出している）場合であれば、いずれの年度に評価を受けても差し支えありません。
- なお、完成年度に達していない一部の学部・研究科等がある場合、完成年度に達していても評価が可能な観点については、評価を行い、完成年度に達していなければ分析できない観点については、その旨を記述してください。機構は、当該学部・研究科等を含め、評価が可能な観点について実施します。（当該学部・研究科等に係る評価が実施できない場合には、評価結果の公表の際に、評価対象外である箇所が分かるようにします。）

---

#### Q4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。

---

- A 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質の保証」は、認証評価機関としての立場から機構が自ら定める大学評価基準（機構が大学として満たすことが必要と考える内容を規定したもの）について、大学がこの基準を満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各大学の教育研究活動等の質を保証するものです。
- 各大学の質は、各大学の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育研究活動等に関して各大学の有する目的を踏まえて行います。機構の大学評価基準は、国が定める大学設置基準に適合していることが求められているため、その内容を包含するとともに、大学評価基準及び認証評価の手続きは、国際的な大学の質の保証という観点から、諸外国の評価機関における評価基準等の内容も参考にしています。

## 評価の基本的な方針

---

### Q5 機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

---

A 機構の認証評価は、以下の7つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

なお、詳しくは「大学機関別認証評価実施大綱」の「Ⅱ 評価の基本的な方針」（1～2ページ）を御覧ください。

---

### Q6 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大学は、10の基準すべてを「満たしている」ことが必要なのか。

---

A 機構の認証評価は、国際的な大学の質保証の観点から、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することができるよう実施するものです。大学評価基準が「機構が大学として満たすことが必要と考える内容」を規定したものであり、すべての基準を満たしていると判断されることが必要です。

---

### Q7 ピア・レビューを中心とした評価で、大学の独自性を活かした評価を保證できるのか。

---

A 機構の認証評価では、各大学の個性の伸長に資する評価となるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各大学の教育研究活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、大学評価基準の設定においても、各大学の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、大学が高度な専門的知識に基づき運営されている組織であること、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを考慮し、国・公・私立大学の学長、教員及び有識者であり、大学の教育研究活動等に高い識見を有する者によって評価を実施します。

また、機構としては、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価が各大学の目的を踏まえて評価することを十分理解していただくことによって、各大学の個性の伸長に資する評価を実施します。

このようにして、機構としては、個々の大学の独自性を活かした評価を実施するように努めていますが、そのためには、まず、評価を受ける大学自身が、各大学の目的に、その特色（個性）を明確に示し、その目的に沿って、自己評価を実施していただくことが重要となります。

## 評価の実施体制

---

### Q8 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

---



- A 機構の認証評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、大学の教育研究活動全般に関し識見を有する者を中心にしつつ、各大学の教育分野や状況の多様さを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家、有識者のほか、管理運営や財務関係についての専門性がある者を評価担当者として配置します。評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

---

#### Q9 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。

---

- A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と評価能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。  
研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

### 評価の実施方法

---

#### Q10 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

---

- A 書面調査は、対象大学から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った複数の評価担当者（評価部会の下に編成される評価チーム）が調査・分析します。書面調査では、観点ごとの分析と、その結果を基にした基準ごとの判断、そして、優れた点、改善を要する点などの抽出を行います。これらの書面調査は、評価チームが分析・整理し、評価部会において部会全体としての意見集約を行った上で、最終的に、書面調査による分析結果を作成します。  
なお、詳しくは「評価実施手引書」の「第2章 評価方法（1）－書面調査」（6～9ページ）を御覧ください。

---

#### Q11 機構の認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。

---

- A 学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」は、あくまでも各大学が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各大学の「自己評価」とは異なります。ただし、「自己点検及び評価」と認証評価における「自己評価」を兼ねて行うことや、「自己点検及び評価」に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは、可能であると考えています。  
なお、教育研究活動等の質保証の第一義的責任は、各大学にあることから、認証評価を受けるための「自己評価」に終わらず、教育研究の質の向上・改善に向けて継続して行うことが必要です。

---

#### Q12 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義及び位置付けなのか。

---

- A 機構の認証評価は、大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、大学が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査においては、各大学が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各大学におかれては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要です。

---

**Q13 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことを分析するのか。**

---

- A 大学における自己評価について、学部・研究科等（あるいは学士課程・大学院課程・専門職学位課程）ごとに独自の活動や取組が行われている場合や、学部・研究科等の活動や取組の分析を通じて大学全体の状況を把握する必要がある場合等に、学部・研究科等ごとに分析、整理を行った上で、最終的に大学全体として総合判断を行う場合があると考えています。

---

**Q14 各大学が作成する自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。**

---

- A これまでの経験や評価を実施した大学関係者の意見、検証結果を踏まえ、重複した内容を有する基準、基準細目、基本的な観点の整理・統合や認証評価共通基礎データの導入を行っています。  
また、提出の自己評価書及び根拠となる資料・データについては紙媒体 20 部と電子媒体の提出を依頼していましたが、平成 29 年度より、紙媒体 1 部と電子媒体の提出としております。  
なお、各大学の評価作業における一層の負担軽減策については、引き続き検討していきます。

---

**Q15 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。**

---

- A 訪問調査は、複数の評価担当者（評価部会の下に編成された評価チーム）が書面調査では確認できない事項等を中心にして対象大学の状況を調査するとともに、その調査結果を対象大学に伝え、対象大学の状況等に関して対象大学との共通理解を図ることを目的として実施するものです。具体的には、根拠となる資料・データ等の補完的収集、大学の責任者、一般教員、支援スタッフ、在学生、卒業（修了）生等との面談、教育現場の視察等を行い、最終日にその時点での調査結果をお伝えし、それに対する意見を伺います。  
なお、詳しくは「評価実施手引書」の「第3章 評価方法（2）－訪問調査」（10～14 ページ）及び「訪問調査実施要項」を御覧ください。

---

**Q16 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。**

---

- A 書面調査では確認できない事項等とは、機構において自己評価書だけでは観点の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に大学を訪問しなければ確認できない事項（教育現場の視察、学習環境の状況調査及び教員・在学生・卒業（修了）生の面談等）を指しています。  
また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、機構が評価を実施する上で、大学における自己評価で根拠とされた資料・データ等では不足する場合に、追加提出又は訪問調査時に求める形で調査・収集する資料・データ等のほか、既に公表されているウェブサイトや刊行物等から収集する資料・データ等を指しています。

## 評価のスケジュール

---

### Q17 評価の申請数が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

---

- A 認証評価機関は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施することとされています。そのため、原則として各大学の実施希望年度に評価を実施することとしています。

---

### Q18 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

---

- A 評価実施年度の6月末までに、自己評価書を提出していただくことになりますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。評価に必要な資料・データ等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

---

### Q19 機構が行う認証評価に関する説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修会は、評価の申請をしない大学も参加可能か。

---

- A 機構が行う認証評価に関する説明会については、すべての国・公・私立大学を対象として実施します。また、大学の自己評価担当者等に対する研修会については、原則として、研修会を実施する年度において機構に評価の申請を行う大学を対象としていますが、会場の定員に余裕があれば希望する大学の参加も可能ですので、機構にお問い合わせください。

---

### Q20 大学の自己評価担当者等に対する研修会には、どのような役職の者が出席すればよいか。

---

- A 自己評価担当者等に対する研修会では、自己評価書の作成等に関して具体的な説明を行います。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、実際に自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、各大学の判断で最もふさわしい方を選んでください。

## 評価結果の公表

---

### Q21 評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

---

- A 機構における評価では、大学評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各大学の優れた点、更なる向上が期待される点、改善を要する点、などを指摘します。それらを評価結果（案）として取りまとめ、各大学に通知し、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定します。確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、その全文を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」及び「評価実施手引書」に評価報告書イメージを掲載しています。また、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) にも掲載していますので、御参照ください。



---

**Q22 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。**

---

A 一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して翌々年度までに追評価を行い、当該基準を満たしていると判断した場合には、先の評価と併せて大学全体として大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を公表します。追評価については、Q29～Q31を御参照ください。

---

**Q23 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。**

---

A 機構の認証評価は、あくまでも各大学の目的を踏まえて、大学評価基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた大学を順位付けするような形での公表はいたしません。

---

**Q24 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。**

---

A 評価結果は、機構の責任において作成し、公表します。そのため機構としては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保するために、大学との共通理解を図るための意見聴取の機会、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定し、評価報告書として取りまとめます。

## 情報公開

---

**Q25 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。**

---

A 議事要旨及び会議資料は、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載することにより公開しますが、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

なお、会議資料に限らず、実施大綱、大学評価基準、評価報告書等も機構のウェブサイトに掲載するとともに、必要に応じて印刷物の刊行等によって公表いたします。

---

**Q26 評価結果の公表の際は、大学から提出された自己評価書を機構のウェブサイトに掲載されるとあるが、自己評価書本文中の資料・データ等もそのまま掲載されるのか。**

---

A 評価結果の公表については、自己評価書の本文中にある資料・データ等も合わせて、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載します。したがって、ウェブサイトの掲載に不適切な不開示情報や著作物などの資料・データ等は、自己評価書の本文中ではなく、別添として提出してください。別添として提出された資料・データ等はウェブサイトに掲載しません。

## 評価の時期

---

**Q27 評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要とあるが、機構から何らかの周知があるのか。**

---

A 「評価の申請手続き」については、毎年6～7月頃に機構から各国・公・私立大学あてに、文書でお知らせしています。また、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) にも同時に掲載しています。

また、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価としての「大学機関別選択評価」の申請手続きについても同時に文書でお知らせしています。

---

**Q28 機構の評価を受けたが、次回の評価も機構で受ける場合は、何年度から申請が可能なのか。**

---

A 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度の翌年度から起算して5年目以降の年度から申請することとしています。

例えば、平成25年度に機構の評価を受けた大学は、評価実施年度の翌年度から起算して5年目の平成30年度に申請をし、平成31年度に評価を受けることができます。なお、この事例の場合、認証評価機関による評価は、7年以内ごとに受ける必要がありますので、平成31年度に申請し、平成32年度までに評価を受ける必要があります。

## **追評価**

---

**Q29 大学評価基準を満たしていないと判断された場合は、追評価において再度すべての基準について評価を受けることになるのか。**

---

A 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。大学評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受ける義務が生じるわけではありません。

---

**Q30 追評価はどのような手続きで行うのか。**

---

A 追評価は、大学評価基準を満たしていないと判断された翌年度又は翌々年度の4月末までに、追評価の申請を受け付け、満たしていないと判断された当該基準の自己評価書（追評価）を当該申請年度の6月末までに提出していただきます。

なお、追評価の具体的な手続き及びスケジュールの詳細については、「追評価実施要項」を機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載していますので御覧ください。

---

**Q31 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。**

---

A 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった元の評価の実施年度の翌年度から起算して5年目以降の年度に申請することになります。

## Ⅱ 大学評価基準について

### はじめに（大学評価基準の性質）

---

#### Q32 10の基準が一つでも満たされない場合、機構から改善指導等があるのか。

---

A 機構における評価は、大学全体として基準を満たしているかどうかの判断を行い、その評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てることを目的の一つとしています。基準を満たしていない場合や、基準を満たしているが改善の必要等が認められる場合には、その旨の指摘を行います。ただし、フィードバックした評価結果をどのように活用するかについては各大学及び設置者に任されており、たとえ基準を満たしていないと判断された場合でも、機構が「改善指導」を行うものではありません。

しかし、基準を満たしていないと判断された場合には、大学として、その目的に照らして不適切な状況であると判断されたことになり、かつ、この結果は社会に公表されますので、各大学において主体的に対処することが必要と考えます。また、基準を満たしていないと判断された後に、基準が満たされる改善が図られた場合には、その基準に限定して追評価を受けることも可能です。

---

#### Q33 一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いは、どのようなになるのか。

---

A 各認証評価機関が定める大学評価基準は、大学設置基準に適合していなければならないとの認証条件はあるものの、あくまで各認証評価機関が自ら設定する大学評価基準に基づいて行われるものであります。機構の大学評価基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準である大学設置基準の内容を踏まえつつ、機構が大学として満たすことが必要と考える内容を規定したものです。

したがって、大学設置基準を満たしていない場合には、機構の大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることはありますし、大学設置基準（大学設置・学校法人審議会の承認事項を含む。）を満たしている場合においても、機構の大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることもあります。

---

#### Q34 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。

---

A 評価では、まず、大学の目的を踏まえ、基本的な観点及び大学独自の観点ごとに大学の教育研究活動の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、大学が自ら評価することが必要であり、このことが、大学の教育研究の質の向上につながるものと考えています。「適切」や「必要」等の表現で示された基準や観点に関して、自己評価においては、大学自らが考える「適切」性や、「必要」性に照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、大学の目的を踏まえて観点ごとに教育研究活動の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性や「必要」性を判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等

には第三者が分析を行うに足りる「適切」性と「必要」性が求められることとなり、このことは社会による大学の活動、取組の理解の促進にも通じるものとなります。

なお、機構では、大学の目的によって「適切」や「必要」等に求められる内容は異なるため、「適切」や「必要」の内容を一律に規定することは困難であると考えています。仮に、評価に際して大学と機構との間に「適切」に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、大学の教育研究活動の改善を促進するために役立ち、本評価の目的に資することでもあると考えています。

---

**Q35 国際連携・交流や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。**

---

A 機構の認証評価においては、正規課程の学生に対する教育を中心とした評価を実施します。これに関連した国際連携・交流（例えば、海外の大学との単位互換や交換留学）や社会貢献（例えば、地域社会への人材供給）については、大学評価基準に関連付けて自己評価を行うことにより、機構における評価に反映できます。

**基準 1 大学の目的**

---

**Q36 「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、認証評価を受ける前に、改めて目的を作成する必要があるのか。**

---

A 機構の認証評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて評価を行います。その前提となる目的そのものも評価対象となります。

基準 1 「大学の目的」においては、

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

が定められており、まず、大学の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価することになります。

その上で、各基準に関して、目的を踏まえて評価を行うこととなりますので、目的の記載に当たっては、改めて目的を作成するというのではなく、大学が現在定めている目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が評価に活かされるよう記載してください。

なお、大学の目的には、学則等で定めている学部、学科又は課程（大学院を有している場合は研究科又は専攻）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が含まれますので、これらの目的についても記載する必要があります。

---

**Q37 観点 1-1-①に係る自己評価の際には、大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。**

---

A 当該観点では、社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で、目的を明確に定めているか、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないかどうかについて自己評価してください。大学が当該目的を定めている理由や趣旨については、当該観点に係る「観点に係る状況」ではなく、自己評価書の「Ⅱ 目的」の部分に記載していただくこととなります。



なお、大学の目的について過去5年程度の間整理又は変更しており、その説明が必要と考えられる場合には、自己評価書の「Ⅱ 目的」、又は必要に応じて当該観点に係る「観点到係る状況」の部分に、その経緯を記述してください。

---

**Q38 大学院のみの大学（いわゆる大学院大学）の場合は、観点到 1-1-①に係る自己評価では「該当なし」と記載することになるのか。**

---

A 学校教育法第 103 条では、「学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる」と規定されており、当該観点到も自己評価することになります。ただし、大学院の目的のほかに、大学固有の目的を別に有しない場合（大学と大学院の目的が一致する）は、観点到 1-1-①にその旨を記載し、観点到 1-1-②において大学と大学院を合わせて自己評価してください。

## **基準 2 教育研究組織**

---

**Q39 観点到 2-1-⑤において、「附属施設、センター等」とはあくまでも「大学附属」の施設、センター等のみを対象とするのか。例えば、学部の附属施設は含まれないのか。**

---

A 大学の教育研究に重要な役割をもつ附属施設やセンター等については、「大学附属」のみならず、学部等の附属施設も対象にしてください。  
なお、大学附属の施設やセンター等であっても、その主たる目的が教育研究活動に係る支援組織（例えば、入学支援、学習支援や生活支援など）である場合は、基準 4 や基準 7 などの該当する観点到において自己評価してください。

---

**Q40 附属病院や附属学校の診療活動や初等中等教育活動に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。**

---

A 機構の評価は、大学の教育活動を中心とした評価を行うこととしているため、附属病院における診療活動や附属学校における初等中等教育活動については、原則として評価の対象外として取り扱います。  
附属病院や附属学校の活動のうち、大学（学部等）及び大学院（研究科等）の教育に関わる活動については、評価の対象とします。観点到 2-1-⑤において、機能状況を分析・評価してください。  
なお、教育課程の観点到からの分析・評価は、基準 5 において行ってください。

## **基準 3 教員及び教育支援者**

---

**Q41 観点到 3-1-①に係る自己評価の際には、講座制や学科目制について記述するのか。**

---

A 平成 18 年の大学設置基準改正において、講座制及び学科目制の規定が削除され、教員の組織的な連携体制と責任の所在の明確化が定められました。当該観点到では、これらを踏まえ、講座制や学科目制にこだわらず、教育課程を遂行するためにどのような教員組織が編制されているかを記述してください。

---

**Q42 観点到 3-1-②に係る自己評価の際には、専任教員について分析すればよいのか。**

---

A 当該観点到では、専任教員のみならず、非常勤講師や兼任教員等を含め必要な教員が、質、量の両

面において、大学の目的に照らして、教育課程を遂行するための必要な教員が確保されているかどうかを分析します。なお、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させることとされており、その配置状況についても記述が必要です。

---

**Q43 観点 3-1-④, 3-2-①について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。(全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。)**

---

- A これらの観点に限らず、観点ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い、記述します。その際、観点の性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。観点によっては、同じ大学内でも、学部や研究科の性格に応じて求められる内容が異なることは考えられますので、その状況に応じて、適宜学部・研究科ごとに、各大学が適切と考える判断方法を用いて分析を行い、その結果を総合して、大学全体としての観点の分析を行ってください。

**基準 4 学生の受入**

---

**Q44 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)とは、求める人材像や入学者選抜方針のいずれかを指すのか、双方を指すのか。**

---

- A 入学者受入方針とは、各大学、学部・学科等の教育理念、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針です。

入学者受入方針では、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を示すことが必要となります。

特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果(「学力の3要素( (1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力等の能力、(3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」についてどのような成果を求めるか)を示すものをいいます。

求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示してください。

入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示してください。

---

**Q45 観点 4-2-①に関して、「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、どのような状態を指すのか。**

---

- A 当該観点では、学部の学科又は研究科の専攻・課程(学部単位その他の組織単位で学生募集を行う場合は、当該組織単位)ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の状態をいいます。また、このような状態になっている場合には、入学定員と実入学者数との関係について、その適正化を図る取組を記載する必要があります。

なお、学生募集単位の一部に入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況であるからといって、直ちに基準を満たしていないと判断されるわけではなく、学生教育に対する対応や措置状況を考慮しつつ、観点の分析状況を総合して、基準を満たしているかどうかの判断を行います。

**基準 5 教育内容及び方法**

---

**Q46 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。**

---

- A 当該基準における大学の自己評価では、各大学が有する教育の目的に照らして、必要に応じて学部ごと・研究科ごと等に、教育活動の状況を分析し、記述します。機構における評価では、自己評価の状況を踏まえ、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理し、最終的に大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行います。

教育課程については、学部・研究科によりその状況が異なることが一般的であることからすれば、原則として学部・研究科ごと（必要に応じて更に学科、専攻ごと）に分析を行う必要があると考えられます。

## 基準6 学習成果

**Q47 第1サイクルにおける基準の名称「教育の成果」を第2サイクルでは「学習成果」に変更しているが、なぜか。また、基準の名称の変更により、基本的な観点や分析に用いるデータ・資料に変更はあるのか。**

- A 大学教育の成果を巡る議論において、「教員の視点にたった教育」から「学生の視点にたった教育」への転換、すなわち、「（教員が）何を教えるか」よりも「（学生が）どのような能力を身に付けるか（付けたか）」に力点を置かなければならないとの考えから、従来、用いられてきた「教育の成果」に代わって、「学習成果」の用語が多用されるようになってきています。機構における認証評価においては、第1サイクルにおいても、「教育の取組の成果は学生が享受すべきもの」として分析・評価してきましたが、基準設定時には「学習成果」という用語が一般的に用いられてなかったため「教育の成果」という用語を用いてきました。第2サイクルでの基準改訂に当たり、一般的に用いられるようになった「学習成果」と改めました。

なお、「基本的な観点」、及び、分析に用いるデータ・資料例については、第1サイクルのそれらと大きくは変えておりません。詳しくは、「自己評価実施要項（42～43ページ）」を御参照ください。

**Q48 学習成果（ラーニング・アウトカム）の評価というと、AHELO（OECDが提唱する高等教育における学習成果の評価）やTOEIC等による国際的統一基準による評価が思い浮かぶが、基準6では、このような評価を想定しているのか。**

- A AHELOについては、日本においては限られた分野における試行が始まったばかりであり、基本的な観点、及び、分析に用いるデータ・資料例（「自己評価実施要項（42～43ページ）」参照）に示すように、AHELO、TOEIC等の国際的統一基準（テスト）による評価を考えているものではありません。

ただし、各大学がこれらの統一基準（テスト）を用いて学習成果を評価する試みを妨げるものではありません。これらによる評価を実施している大学においては、観点6-1-①において、それらについて記載することにより、機構の評価に反映させることができます。

**Q49 観点6-2-①に「就職（や進学）といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか」とあるが、企業などが求め、そして評価している能力は、（正課活動における）学習成果のみではなく、課外活動などを含めて、大学生活全般で学生が修得した能力ではないか。したがって、就職の状況から学習成果を分析・評価することは困難ではないか。**

- A 一般的に言って、「学習成果」とは「教育プログラムや教育コース等、一定の学習期間終了時に、

学習者が獲得し得ると期待される知識・技能・態度等」とされており、この基準においても、学生が正課活動を中心に、在学中に身に付けた能力を評価することとしています。御質問の通り、就職の状況等から、正課活動と、その他の自主的活動（課外活動、学外活動を含む）で学生が身に付けた能力を分離して評価することは難しく、この観点では、両者を含めたものとして、分析・評価してください。

なお、課外活動を通して、学生が身に付けた能力等について、基本的な観点のみでは分析が不十分と考える大学においては、独自の観点を設けて分析・評価してください。

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

Q50 施設等の財政措置を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどのようなのか。

- A 「基準を満たしていない」と判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任せられる問題であると考えています。なお、この考え方はどの基準においても同様の扱いとなります。

## 基準 8 教育の内部質保証システム

Q51 教育の内部質保証とはどのような概念か。

- A 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、大学によって授与される「学位」の質であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものです。それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していることが必要です。

機構の実施する認証評価の大学評価基準においては、「学生（基準4 他）、教育課程の内容・水準（基準5）、教職員（基準3 他）、教育・研究環境の整備（基準7）、管理運営方式（基準9）、学習成果／学位の質（基準6）」について自己点検・評価を求めています。したがって、機構の定める大学評価基準に沿って適切に自己点検・評価ができていれば、教育の内部質保証の機能的要件は満たされているものと考えられます。

観点 8-1-①では、（認証評価に向けての）自己点検・評価の実施体制について分析してください。その体制が“認証評価対応（対策）”としてではなく、恒常的に機能していることが必要です。

平成 28 年 3 月 31 日付「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」（第 1 条第 2 項第 2 号）に伴い、内部質保証に関することについては、重点評価項目となっています。

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

Q52 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準細目 9-1 を満たしがたい大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるのか。）

- A 財政規模については、大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行



するための、安定した財政的基盤が確保されているかどうかの判断を行います。

なお、確保されていないと判断された場合、機構は改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任される問題であると考えています。

---

**Q53 観点9-1-③において、「適切な収支に係る計画等の策定」については、どのような視点から分析するのか。**

---

A 当該観点では、収支計画の策定のほか、収支予算（補正予算を含む。）案の作成から決定に至るまでのプロセスを分析します。各大学を設置する法人は、公共的な機関として設置・運営されており、国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法及び各法人の会計規則等に従って、適正に収支計画の策定手続きを経る必要があります。

---

**Q54 観点9-1-③でいう「関係者」の範囲については、大学で判断してよいか。**

---

A 当該観点における「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び費用負担者のほか、利害関係者等が考えられます。

---

**Q55 観点9-1-⑤でいう「資源配分」とは、端的に言えば、教育経費や研究経費、教育研究施設・設備経費などの予算あるいは経費の配分のことを指すと解してよいか。**

---

A 当該観点においては、予算、経費の配分について自己評価していただければ結構です。

---

**Q56 観点9-1-⑥において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを分析するのか。また、大学の財務格付けのようなことを行うのか。**

---

A 財務に対する会計監査としては、監事監査、会計監査人監査、内部監査が挙げられますが、これらの監査内容・方法、実施状況、監査結果等を分析し、財務が適正であることが保証された事実について確認します。また、内部監査については、その方法や体制において、組織からの独立性（内部統制）が担保されているかどうかを分析します。

なお、「財務格付け」のような形での評価はいたしません。

---

**Q57 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。**

---

A 基本的には、各会計基準を基にした評価となります。機構では、それぞれの大学に適用される会計基準に照らして、各大学における自己評価の結果、過去5年間程度の根拠となる資料・データ等（例えば、財務諸表、収容定員に対する志願者数や在学者数、学生納付金以外の経常的収入、財務比率等が考えられます。）を分析し、その結果を踏まえて評価します。

---

**Q58 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育活動経費との関係は、どのように評価するのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（例えば、負債比率、消費支出比率、人件費比率、教育研究経費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。**

---

A 主として大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、

安定した財務的基盤が大学全体として確保されているかどうか等について判断を行います。財務状況には、様々な複合的要因等の影響が予想されることから、財務に関する専門家の意見を取り入れつつ、評価を行います。また、財務比率の数値目標を設定することは考えていませんが、財務状況の改善や経常的収入の確保に向けた取組の状況に応じて判断していくことになります。

---

**Q59 資産や経常的収入の状況は、学校法人全体としての数字を示すことでよいか。**

---

- A 認証評価の対象は、機関としての大学を評価するものであり、管理運営や財務等に関しては、大学の目的を達成するという視点から、当該大学を設置する学校法人を評価することになります。したがって、学校法人全体の財務状況や経営状況を分析するとともに、大学単体での財務状況や経営状況（例えば、大学資産の保有状況、学生納付金の収入状況、外部資金の獲得状況等が考えられます。）を分析し、財務全体の状況を踏まえて評価します。

---

**Q60 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しなければ財務の結果が分からないと考えられるが、法人として1年を経過しなくても評価を受けることはできるのか。**

---

- A 機関としての大学が認証評価を受けるものですので、設置者や設置形態が変わったことにより、評価を受ける年度が制限されることはありません。なお、機構の評価は、大学の自己評価に基づいて評価を行いますので、財務に関する分析が可能であれば評価を受けることができると考えます。

---

**Q61 観点9-2-①において、国立大学、公立大学、私立大学では、管理運営の状況が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。**

---

- A 当該基準の趣旨は、大学の教育研究等の目的の達成に向けて、管理運営組織と事務組織が教育研究等の活動を支援・促進させるため、組織として有機的に機能することにあり、大学の管理運営形態の多様性を許容しています。各大学が有する教育研究活動等の目的や様々な状況により、当該観点に係る状況も大きく異なることから、機構の評価担当者がそれらの点を十分に考慮した上で評価を行います。

---

**Q62 観点9-2-①でいう「危機管理等」とは、どのような範囲を考えているのか。**

---

- A 当該観点では、予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理等に対応する体制や当該組織の整備状況を分析しますが、各大学に置かれた状況も大きく異なることが想定されます。例えば、災害等への備え、教職員や学生の予期できない事件・事故への対応、科学研究費補助金等の不正使用防止など法令遵守への取組、生命倫理等への取組、施設設備の安全管理への取組などが考えられます。

---

**Q63 観点9-2-③において、監事が適切な役割を果たしているかについて、どのような評価を考えているのか。また、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することでよいか。**

---

- A 当該観点では、監事の根拠法令である国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法に照らして、監事が大学の業務に関し適切な役割を果たしているかについて分析します。なお、監事が置かれていない場合には、分析を行う必要はありませんので、「該当なし」と記述してください。

---

Q64 観点9-3-②において、国立大学法人評価委員会による評価は、外部者による評価と位置付けられるのか、また、国立大学法人法に定める、学外の委員により構成される経営協議会において、様々な意見を聴取することは、外部者による評価と位置付けられるのか。

---

A 国立大学法人評価委員会による評価は、該当する評価として位置付けています。経営協議会の学外委員より意見を聴取することは、該当する評価として位置付けていません。

## 基準 10 教育情報等の公表

---

Q65 法令等により公表が義務付けられているのはどのような情報か。

---

A 下記の情報が、それぞれ ( ) に示す法令等により公表が義務付けられています。

(1) 教育についての基本情報（学校教育法施行規則第172条の2）

学校教育法施行規則第172条の2及び第165条の2の改正（平成29年4月1日施行）によって、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（三つの方針）が追加となります。

通知においては、「大学院については入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定されているが、これは、改正前における同様の規定（第172条の2第1項第4号）について、今般の改正の際に整理を行ったものであり、従前の規定の趣旨から変更はないこと。なお、大学院においても、それぞれの自主的・自律的な判断に基づき、課程の修了の認定に関する方針や教育課程の編成及び実施に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待されること。」となっています。

当機構で実施する認証評価では、大学院についても三つの方針の策定・公表を求めています。

(2) 自己点検・評価の結果（学校教育法第109条第1項）

(3) 教員の養成の状況について（教育職員免許法施行規則第22条の6）

(4) 財務諸表等の情報（Q66参照）

なお、学校教育法第113条において「大学は教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表すること」と定められていますが、公表すべき内容は具体的には指示されておりません。上記に列挙した以外の情報の公表については、各大学で判断してください。

---

Q66 観点10-1-③において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。

---

A 当該観点においては、各大学を設置する法人に適用される関係法令、例えば、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令などがあげられますが、それぞれの設置形態別に定められた法令等により公表されている状況と考えます。

なお、法人化されていない公立大学においては、設置者である地方公共団体において公表されていますが、各公立大学自ら公表することが期待されます。

### Ⅲ 自己評価実施要項について

#### 自己評価全般について

Q67 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、内容を確認してもらうことは可能か。

A 自己評価書作成に当たっての御質問・御相談等については、機構の大学機関別認証評価担当係（連絡先は巻末に示してあります）までお問い合わせください。

自己評価担当者に対する研修の一環として、自己評価書提出前の事前相談を受け付けております。事前相談により、相互理解を行うことや自己評価書提出以降の負担（訪問調査時の確認事項等）を軽減することが見込まれますので、ご活用ください。

Q68 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科（連合大学院）については、自己評価の際にどのように扱うべきか。

A 連合大学院の基幹校が機構の実施する認証評価を受ける場合の自己評価においては、連合大学院（参加校の教育活動状況を含む。）を含めた大学全体を評価してください。参加校が受ける大学機関別認証評価においては、当該連合大学院の評価を行う必要はありません。

Q69 大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠となる資料・データ等に基づいて自由記述式に自己評価を行うことになるのか。

A 基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された1～10の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」の流れで行うこととしています。そのうちの「観点ごとの分析」では、観点ごとに、「観点到る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述することとしており、「観点到る状況」において、根拠となる資料・データ等を示しつつ、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述することとしています。この際、次に掲げるような記述の例ではなく、当該取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。

（記述が具体的ではない例）

- ・評価結果を改善に活かしている。→改善の内容、改善後の実績と成果が不明
- ・活発に活動している。→活動の内容、活動の実績が不明
- ・高く評価されている。→評価の内容、評価の事実が不明

なお、自己評価書のイメージは「自己評価実施要項」（12 ページ）に掲載していますので、御参照ください。（自己評価や資料・データ等の作成方法については、Q88 を御参照ください。）

#### 目的の記載について

Q70 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。

A 「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施

する上での基本方針，達成しようとする基本的な成果等を何らかの形で定めている場合には，本評価において「大学の目的」として記載することができますが，それらに該当するものがない場合には，機構における評価が困難であると考えられます。

なお，自己評価は，大学の目的を踏まえて行っていただくことから，「目的」が明文化されていない場合は，大学における自己評価も全体的に困難であるとともに，機構における評価では，基準1「大学の目的」を満たしていないという評価結果になる可能性もあります。

（詳細については，Q71を御参照ください。）

---

#### Q71 目的の内容が不明確な場合に，機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

---

A 機構の認証評価において，大学の目的自体が基準1「大学の目的」での評価対象となっています。基準1「大学の目的」では，

1-1 大学の目的（使命，教育研究活動を展開する上での基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が学校教育法に規定されている，大学一般に求められる目的に適合するものであること。

が定められており，まず，大学の目的に係る現在の状況が，この要件を満たしているかどうかを評価します。

すなわち，基準1「大学の目的」において，大学の目的の明確性等について評価しますので，目的の内容が不明確であると大学機関別認証評価委員会が判断した場合は，自己評価書の再提出を求めるのではなく，その旨を評価結果として公表することとなります。

---

#### Q72 目的が，どの基準に対応しているのかを，「Ⅱ 目的」の頁に括弧書き等で明記する必要があるのか。

---

A 「Ⅱ 目的」において，基準との関連を示すことは必ずしも必要ではありません。ただし，機構における評価では大学の目的を踏まえて評価を行いますので，基準ごとの自己評価の際に，目的との関連を踏まえて記述していただくことが必要になります。

---

#### Q73 目的は，どのくらい具体的に記述すればよいのか。

---

A 機構の評価は各大学の目的を踏まえて実施することから，機構の評価担当者は第三者の視点で，「目的」に記載されていることを通じて大学の全体的な意図を理解しますので，そのことに留意の上，具体的に記載していただくことが求められます。また，自己評価書に記載された目的は，原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので，字数制限の範囲で記載してください。

なお，大学の目的には，学則等に定めている学部又はその学科等（大学院を有する大学においては研究科又はその専攻）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が含まれます。

### 観点ごとの分析について

---

#### Q74 「基本的な観点」については，必ずすべて分析しなければならないのか。

---

A 「基本的な観点」は，基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素ですので，原則としてすべての「基本的な観点」を分析してください。

ただし，基本的な観点において「・・・の場合」といった条件が付されているものについて，この条件に該当しない場合には分析を行う必要はありません。例えば，基準1「大学の目的」におい

て、大学院を有していない大学は、基本的な観点1-1-②における分析を行う必要はありません。

また、各大学が有する教育研究活動の目的に応じて、基本的な観点以外に「独自の観点」を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

なお、基準1～10以外に、独自の基準を設定することはできません。

---

**Q75** 二つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、一つの観点を二つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観定の番号ごとに記述しなくてもよいか）

---

A 観点ごとの分析は、結合せずに観定の番号ごとに行ってください。また、一つの観点を二つ以上に分けての記述は行わないでください。なお、大学の目的に照らして、機構が示した基本的な観点では十分に分析できない場合には、「独自の観点」を設定し分析を行ってください。記述例を「自己評価実施要項」（9ページ）に掲載していますので、参考にしてください。

---

**Q76** 「一部に『問題がある』と分析された観定があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません」と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観定はあるのか。

---

A 基準を満たしていないという判断に直結する基本的な観定は、各大学の目的に応じて異なるものと考えますので、機構からあらかじめ示すことはできません。ただし、目的の達成のために大学一般として必要不可欠と考えられる内容が欠落していると判断された場合には、基準を満たしていないとの判断になる可能性がありますので留意してください。

なお、認証評価の制度上、大学評価基準は大学を設置するのに必要な最低の基準である大学設置基準を満たしていることが要件とされていますので、設置基準を満たしていないことが明確である場合には、大学として満たすことが必要と考える内容を満たしていないと判断されるため、評価基準も満たしていないという判断になることがあります。

---

**Q77** 以前受けた認証評価において、改善の指摘を受けている場合は、確認する事項となるのか。

---

A 以前受けた認証評価において、改善の指摘を受けている場合は、改善に向けた取組や改善状況を分析していただくこととなります。該当する観定は9-3-③となります。

---

**Q78** 別紙2「観定に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・データ等例」にある資料は、全部提出するのか。

---

A 「自己評価実施要項」の別紙2（17～60ページ）に挙げている資料・データ等は、基本的な観定に従って分析を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはあくまで例示であり、〔提出必須〕のものを除き、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありませんので、各大学の目的に応じて、各観定の状況を明確に示すことができるよう、適宜、参考にしてください。

また、各大学の目的や状況に応じて、別紙2に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いてください。なお、資料・データ等は、観定の状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。



---

Q79 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点に係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。

---

A 具体的な目標や計画については、「Ⅱ 目的」において記載していただきますが、「Ⅱ 目的」のページの記載だけでは不十分と判断されるような場合には、「観点に係る状況」に関連付けて記載していただいても構いません。いずれの場合も、字数制限に留意し、大学の判断により記載してください。

大学評価基準において、基準を満たしているかどうかの判断は、機構における「観点ごとの分析」の結果等を、大学の目的に照らして総合的に勘案して判断するものであり、基準についての達成状況を判断するものではありません。そのため、数値目標が達成されていないからといって、それが直ちに基準を満たしているかどうかの判断に結び付くことはありません。

---

Q80 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求めるのか。

---

A 機構での基本的な観点の状況の分析の際、一部の基本的な観点が分析されていない場合や根拠となる資料・データ等が著しく不足している場合には、追加提出を求めることが考えられます。提出期限や提出の内容等については、個別に該当の大学と協議の上、決定することとなります。

---

Q81 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それをすべて自己評価書に記述するのか、若しくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。

---

A 学部等ごとの分析を、大学全体の分析に結び付ける方法については、大学の「目的」によって、また観点の性格・内容によっても異なることが想定されますので、機構から指示は行いませんが、定量的な分析、定性的な分析等様々な方法が考えられます。

なお、自己評価書への記述は、大学全体としての状況の分析が必要ですが、学部等ごとの状況を示す必要があると大学が判断した場合には、字数制限に留意の上、学部等ごとの状況に関する記述や資料・データ等を示していただくこととなります。

---

Q82 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。

---

A 観点ごとの分析に当たって、大学全体としての状況の分析を行うために、観点の性格・内容により、また、大学の掲げる目的により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要と判断される場合には、それらの分析を踏まえて行っていただきます。しかし、個々の教員が、どのような取組を行っているかといった細かい記述までは、必ずしも必要ではないと考えています。

---

Q83 観点に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。(これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。)

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

---

A 各大学の状況や、事項の内容等によりますので、一概に何年間の状況ということはいえませんが、概ね過去5年間の状況を示していただくと、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られるものと考えられます。活動や取組の内容によっては、過去5年間よりも更に遡る必要が生じる場合や、5年間より短い状況分析で十分な場合も考えられますので、自己評価の分析の対象期間は、大学の判断によるものと考えていますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することになります。

また、本評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

---

**Q84 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若しくは一文にまとめて記述するのか。**

---

A 「分析結果」については、統一した用語の使用は特に指定いたしませんので、大学の判断により、各観点にふさわしい表現を用いて分かりやすく明確に記述してください。また、「分析結果」を導いた「その根拠理由」については、「観点到に係る状況」に記載した取組や内容等の客観的事実を摘示しつつ記述してください。「分析結果」と「その根拠理由」については、それぞれが分かりやすく明確であれば、どのように記述していただいても構いません。

なお、第1サイクルの評価において、「分析結果とその根拠理由」の中で、「観点到に係る状況」に記載していない事柄を、新たに「根拠理由」として記述して「分析結果」を導いている事例がみられましたが、このようなことは避けてください。

---

**Q85 「観点的性格・内容により、学部・研究科等ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別（学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の別）に分析が必要な場合と同様に、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。**

また、大学の判断で、学部等ごとの状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到に係る状況の分析が不十分」であるということになり、不足分として学部等ごとの分析を求められることはあるのか。

---

A 学部等ごとの分析を踏まえる場合、必ずしも学部等ごとで「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はありません。「分析を踏まえる」とは、大学全体としての分析を行うにあたり、当該観点到に係る学部等ごとに異なる状況があり、総合的な記述だけではそれらの差異を示すことができない場合や、特記すべき学部等がある場合等に、そのことを「観点到に係る状況」に大学全体としての状況と合わせて記述することを意味します。また、自己評価書には、学部ごと等の分析は記述しないが、資料・データ等のみを別添として示すことも考えられます。

学部等ごとの状況を明らかにする方法として、例えば、基準4「学生の受入」の観点4-2-①において、規模の大きい大学では、記述分量に制限があるため、「観点到に係る状況」に学部等ごとに入学定員や入学者数等の資料・データ等を示し、学部の学科その他募集する組織単位ごとの資料・データ等は別添として提出する方法等が考えられます。

なお、機構での分析の際に、大学の目的や状況を踏まえ、その観点到に係る学部ごと等の状況の分析を必要と判断した場合には、学部等ごとの状況の分析や、根拠となる資料・データ等の追加提出を求めることも考えられますが、学部等ごとの状況の分析の必要性は、各大学の目的や状況によって異なります。



---

**Q86 学部等間の多様性や活動状況の差異について、大学全体としての自己評価はどのように行うのか、また機構はどのように評価するのか。**

---

A 機構の定める大学評価基準は、大学の教育研究活動の質を保証するものであり、まず、各学部で必要最低限のことが行われているかを確認することになります。したがって、各学部の教育内容や研究活動に大きな違いがあったとしても、大学全体として必要最低限のことが行われているかどうかという視点を重視して分析してください。その上で、それぞれの学部において特色ある取組が行われているのであれば、それを適宜記述してください。

---

**Q87 基準5「教育内容及び方法」以外の基準において、課程別（学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の別）に分析が必要な観点とはどれか。**

---

A 機構の認証評価は、大学の目的に照らして評価を行いますので、大学の目的のほか、学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の目的によっては、課程別に分析が必要となる場合が考えられます。

例えば、学士課程と大学院課程の教育研究組織、学生の属性、学習成果等の違いから、基準2、基準4、基準6、基準7、基準8などの観点が考えられます。

（自己評価や資料・データ等の作成方法については、Q85を御参照ください。）

---

**Q88 取組や活動によっては、根拠となる資料・データ等が不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを必要としているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。**

---

A 自己評価では、各観点に関する活動や取組がどのような状況にあるのかについて、その状況が確認できる根拠となる資料・データ等により分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データ等により確認・分析します。

根拠となる資料・データ等は、このような観点の状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。例えば、自己評価書において、観点の状況に関する分析結果に「優れた実施状況である」と記述されている場合には、機構の評価において、「なぜ、当該観点の状況を見て優れた実施状況であると分析できるのか」という視点で分析を行うこととなりますので、説得性のある資料・データ等を示す必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該大学と協議の上決定することとなります。

---

**Q89 自己評価を行った取組や活動すべてが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。**

---

A 機構における評価では、基準ごとの評価を行う際、観点ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、観点に沿った内容であれば、すべてを検討した上で分析を行い、最終的に基準の評価を行います。ただし、評価報告書における、「基準ごとの評価」では、基準を満たしているかどうかの判断となった根拠・理由を精選・整理し、「評価結果の根拠・理由」として記述するとともに、大学の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点」などとして記述します。

したがって、自己評価を行った取組や活動すべてについて、評価報告書において記述されるとは

限りません。また、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあります。

## 現況

### Q90 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。

A 「I 大学の現況及び特徴」は、字数制限もありますので、全学部合計の学生数、全研究科合計の学生数、大学全体での教員数の記述で構いません。もちろん、各大学の目的に照らし、より詳細なデータが必要と判断される場合には、大学の判断により学部ごと等、詳細に記述していただいても構いません。

なお、詳細な学生数及び教員数は、観点ごとの分析にあたり、根拠となる資料・データ等として「認証評価共通基礎データ」を提出していただきますので、「現況」に詳細な学生数の記述がなくとも観点ごとの分析には影響がないと考えられます。また、「I 大学の現況及び特徴」は、社会に分かりやすく紹介するための頁ですので、各大学でその趣旨を踏まえた内容を判断の上、記述してください。

## 様式等

### Q91 基準の「観点ごとの分析」を全体として70,000字以内（字数制限）で記述とあるが、各大学の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、全体での字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えます。

## 自己評価の根拠となる資料・データ等

### Q92 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としての添付をお願いしていますが、位置・方法については大学で判断し、分かりやすく添付してください。

なお、自己評価書には、観点ごとの状況を分析するための根拠として必要な資料・データ等を記載・添付していただくこととなりますが、最小限必要と思われる以上の資料・データ等が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響が出ること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料・データ等は大量になりすぎることのないよう御協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料・データ等が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。）

また、自己評価書（別添として提出された資料・データ等を除く。）は、機構の評価報告書とともに、機構のウェブサイトに掲載しますので、特に不開示情報や著作物等について留意が必要です。

### Q93 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載（別添とする資料・データ等を含む。）にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、大学が判断してよいか。

A 自己評価書の作成に当たって、必要と判断される基本的な根拠となる資料・データ等は必要最小限の範囲で記載していただくこととなりますが、その判断は大学で行ってください。

なお、冊子等分量が多いもの（学部・研究科の自己点検評価報告書等）や、外部に持ち出すことが困難なもの（教員の評価等に係る個人情報や不開示情報等）など、自己評価書への記載・添付が不適切である資料・データ等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載（別添とする資料・データ等を含む）し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう御準備いただくことで提出に代えても構いません。（この場合は、訪問調査時に準備する旨を記述してください。）

---

**Q94 自己評価書の電子媒体を提出する際、自己評価書の本文に掲載・添付した根拠となる資料・データ等のほか、別添として提出した資料・データ等もすべて提出することになるのか。**

---

A 自己評価書の電子媒体とともに、根拠となる資料・データを別添とする場合、当該別添資料についても電子媒体（PDF版）を1部提出してください。また、自己評価書の本文中又は別添の根拠となる資料・データ等において、ウェブサイトのURLを引用した場合には、別途、該当するURLの一覧を直接アクセス（リンク）が可能な状態で電子媒体（MS-WordまたはExcel版）にて1部提出してください。

なお、紙媒体で提出する自己評価書の本文に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだり、はみ出すことのないように、A4サイズの様式内に収めてください。

---

**Q95 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付すべきか。**

---

A 同じ根拠資料を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が見分けられる形にしてください。また、根拠資料を別添にする際にも、どの部分が根拠となるのかが分かるように自己評価書に明記してください。

## IV 評価実施手引書について

**Q96 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。**

A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、機構が評価結果を対象大学へ通知する段階までに、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、「判断保留」の観点についても判断をし、評価を行います。したがって、最終的な基準の判断には、「判断保留」ではなく、「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の判断を行います。

**Q97 書面調査の過程において、自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、追加提出の依頼を行うとあるが、どの程度まで提出依頼を行うことがあるのか。**

A 機構における評価は、自己評価書に基づいて、根拠となる資料・データを確認しつつ実施することとしています。したがって、自己評価書の記述に対して、根拠となる資料・データが不十分で評価ができないと判断される場合には、提出依頼を行います。

ただし、追加資料・データの提出は、提出期限が限られていることもあって、評価の対象大学には大きな負担を強いることとなりますので、追加資料・データの提出依頼は、この点についても配慮の上、行います。

**Q98 観点ごとの分析・判断の記述例が「評価実施手引書」7ページの表に示されているが、これ以外の記述は許されないのか。**

A 「評価実施手引書」7ページの表に示してあるのは、あくまで例示です。評価チームごとに観点ごとの分析・判断の記述の仕方が大きく異なるのは好ましくないのですが、この表に示される記述によっては分析・判断結果を適切に表現できない場合は、これ以外の記述をすることもあります。

**Q99 基準1～10の評価において、観点ごとの分析・判断の結果に基づき、基準を満たしているかどうかを判断するとあるが、基準の観点のうち、一つでも不十分と判断されたものがあれば、基準を満たしていないと判断するのか。**

A 基準ごとの評価は、基準の観点（通常は、複数）における分析・判断を総合的に判断して行います。したがって、複数ある観点のうち、どれか一つが不十分であるからといって、直ちに「基準を満たしていない」と判断することにはなりません。あくまで、各観点を総合的に判断して評価を行います。

**Q100 各基準において、「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として抽出するとあるが、どのような視点から抽出するのか。**

A 機構の認証評価の目的の一つは、大学の教育研究活動等の改善に役立てることにあります。そのため、基準ごとに、観点ごとの分析・判断から、「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及

び「改善を要する点」として抽出します。どのような視点から抽出するのかについては、「評価実施手引書」8ページの表を参考にしてください。

---

**Q101 評価結果（案）の通知（1月）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度であるが、期間が短いのではないか。**

---

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果（案）の通知から意見の申立ての手続きまでの期間は1ヶ月程度となっておりますが、訪問調査前までに通知する書面調査結果に事実誤認等があれば申し出ていただく機会を設けています。さらには、訪問調査の際にも意見交換の機会を設け、事実誤認等がないかの相互確認や、対象大学との共通理解に努めており、これまでの経験及び評価を実施した大学関係者の意見からも問題はないと考えています。

## V 訪問調査実施要項について

**Q102 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。**

A 訪問調査スケジュール例は、あくまでも一般的な例示であり、実際の訪問調査のスケジュール等は、予定する調査が十分に実施できるよう、各大学の規模や状況に応じて、大学ごとに設定します。大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が3～6名程度に機構教職員が若干名、日数は2日間程度、回数は1回を予定しています。

**Q103 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。**

A 面談対象者の人数は対象大学の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等を含め訪問調査スケジュールについては、訪問調査の4週間前までに決定し、対象大学へ通知します。

なお、大学の規模や学部等の構成にもよりますので一概には言えませんが、例年10～15名程度でお願いしております。参考までに、その他配慮いただいている主な点としましては次の点があります。

- ・ 学士課程・大学院課程・専門職学位課程のバランス
- ・ 学部・研究科のバランス
- ・ 学年、卒業（修了）年度、性別のバランス
- ・ 入試区分（一般、特別、編入学、社会人等）のバランス

**Q104 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。**

A 卒業（修了）生に対するアンケートについては、観点6-2-②における根拠となる資料・データ等として想定していますが、実際に卒業（修了）生から直接御意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては卒業（修了）生との面談を行います。

**Q105 訪問調査における、卒業（修了）生等の面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。**

A 訪問調査における、面談対象者の旅費等必要な経費は、評価手数料に含まれていませんので、機構では負担いたしません。

**Q106 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。**

A 学生の教育が行われているキャンパスに関しては、原則として訪問することを予定しています。ただし、書面調査等を踏まえて、特に訪問調査を行う必要がないと判断された場合や、附置研究所や附属施設等のみの場合は訪問しません。

## VI その他

---

Q107 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。

---

A 機構の認証評価において、透明性の高い開かれた評価を目的としており、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしています。

機構では、認証評価を開始した平成 17 年度以降、評価終了後に評価対象校及び評価担当者へのアンケート調査を実施し、その結果等をもとに、評価の有効性、適切性について検証を行っています。また、これらの検証結果を踏まえ、平成 22 年度において、大学機関別認証評価委員会での検討及び大学関係団体等からの意見（パブリック・コメント）を経て、大学評価基準を改訂し、平成 24 年度実施分以降から適用しています。

なお、各年度に実施した認証評価に関する検証の内容及び結果は、「検証結果報告書」としてウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) で公開しています。





# 大学機関別選択評価



# 目 次

## I 実施大綱について

- Q1 大学機関別“選択”評価とは、どのようなものか。・・・ 1
- Q2 機構以外の認証評価機関において認証評価を受け、選択評価のみを機構に申請することは可能か。・・・ 1
- Q3 機構の評価を受け、次回の評価を受ける場合には、何年度から申請が可能なのか。また、選択評価のみの申請は可能か。・・・ 1
- Q4 学年進行中の大学は評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q5 特定の部局単位での申請は可能か。・・・ 1

## II 選択評価事項について

### 選択評価事項A 研究活動の状況

- Q6 選択評価事項A「研究活動の状況」における評価を実施する場合に必要な評価担当者どのように配置しているのか。・・・ 2
- Q7 基礎研究、応用研究、文科系研究、理科系研究等といった研究活動の多様性を考慮した場合、それぞれの研究活動の特性に応じた多様な視点によって評価が行われる必要があると考えられる。観点A-2-①～③に係る「研究活動実績票」において、どのような根拠となる資料・データ等を提示すればよいのか。・・・ 2

### 選択評価事項B 地域貢献活動の状況

- Q8 「地域貢献活動」とはどのような活動をさすのか。また、「地域」とは、どの程度の範囲をさすのか。・・・ 2

### 選択評価事項C 教育の国際化の状況

- Q9 「教育の国際化に向けた活動」は、機関別認証評価においても評価の対象として含まれているが、機関別認証評価と選択評価事項C「教育の国際化の状況」を同時に受ける場合に、機関別認証評価における教育の国際化に関連する記載方法、記載内容を変更する必要があるのか。・・・ 3
- Q10 「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」において対象としているのは、どのような学生か。・・・ 3

## III 自己評価実施要項について

- Q11 選択評価事項では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいのか。・・・ 4
- Q12 選択評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。・・・ 4
- Q13 選択評価事項A「研究活動の状況」と選択評価事項B「地域貢献活動の状況」では、自己評価のプロセスに何か違いはあるのか。・・・ 4

### 自己評価の根拠となる資料・データ等

- Q14 別紙様式①-乙【研究成果一覧】において、教員一人につき過去5年以内における3点以内の研究成果を記載することになっているが、「過去5年以内」とはどのように扱うべきか。・・・ 4

- Q15 別紙様式①-乙【研究成果一覧】において、専門分野は、科研費の細目番号表の「文科」から一つ選択するように明記されているが、専門分野が横断的にまたがっている場合は、二つ記入してもよいか。・・・ 4
- Q16 「研究活動実績票を作成する単位は、基本的に『学部・研究科』や附置研究所等とします。」とあるが、例えば、自然科学研究科のように基礎となる学部が複数ある場合はどのような作成単位とすればよいか。また、同一の学部の中に専門性の大きく異なる学科がある場合には、研究活動実績票を学科ごとに作成することは可能か。・・・ 5
- Q17 自己評価の根拠となる資料・データ等例の「複数の学部・研究科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」や「大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料」とは、具体的にどのようなものであるのか。・・・ 5
- Q18 大学院 A 研究科は独立大学院であり、専任教員は数名で他は学部所属の兼務教員（兼担）で構成されている。当該研究科の別紙様式①-乙【研究成果一覧】の作成に当たっては、当該専任教員について記述し、兼務教員（兼担）の研究成果については所属学部の方に記述することになった場合、当該研究科の研究活動の状況を十分に表現することができない。この場合、どのようにすればよいか。・・・ 5

#### IV 評価実施手引書について

- Q19 選択評価事項C「教育の国際化の状況」において、三つの視点（「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」）を挙げているが、そのすべてにおいて、優れた取組を実施し、成果を上げていなければ、良い評価は得られないのか。・・・ 6
- Q20 選択評価事項C「教育の国際化の状況」の三つの視点（「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」）の水準について、判定の基準となる一般的な水準とはどのようなものか。・・・ 6
- Q21 「選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）」において、「一般的な水準にある」で記載されている外国人学生受入実績（50～150人・2～4%）と国内学生海外派遣実績（15～50人・0.5～1.5%）の人数と率は、何を根拠にしているのか。・・・ 6
- Q22 「選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）」において、「一般的な水準にある」として、外国人学生受入実績と国内学生海外派遣実績について、人数と率の両方の数値基準を示しているのはなぜか。・・・ 6

## I 実施大綱について

---

### Q1 大学機関別“選択”評価とは、どのようなものか。

---

A 大学は「教育」と「研究」を本来的な使命としており、これらを通じて、社会に貢献することが求められています。同時に、大学に期待される役割・機能は時代とともに変化しつつあり、近年では、より直接的な「社会貢献（公開講座等による生涯教育の実施や産学官公連携による、大学の有する知的資源の社会への還元）」もまた、その重要性を増しつつあります。機構においては、大学機関別“認証”評価（以下「認証評価」という。）を実施しており、認証評価では、「正規課程における教育」活動を中心として評価を行います。

大学機関別“選択”評価は、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として実施するもので、「研究」活動や「社会貢献」活動等、認証評価とは異なった側面から、大学の活動の評価を実施します。

---

### Q2 機構以外の認証評価機関において認証評価を受け、選択評価のみを機構に申請することは可能か。

---

A 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として実施します。したがって、機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することは可能です。もちろん、第1サイクルの選択的評価事項と同様、機構の実施する大学機関別認証評価と同時に申請することも可能です。

---

### Q3 機構の評価を受け、次回の評価を受ける場合には、何年度から申請が可能なのか。また、選択評価のみの申請は可能か。

---

A 大学機関別選択評価は、認証評価とは異なり、毎年度の申請が可能となっております。したがって、大学が適当と考える年度に申請してください。ある年度に認証評価を申請し、別の年度に選択評価のみの申請をすることも可能です。

---

### Q4 学年進行中の大学は評価の対象となるのか。

---

A 選択評価事項（研究活動や地域貢献活動等）について、それらの目的の達成や成果を上げるには、一定の期間を要するものとするため、学年進行中の場合は評価の申請を受付けないこととしています。

---

### Q5 特定の部局単位での申請は可能か。

---

A 選択評価は「機関別評価」であり、評価対象は大学全体です。必ず、大学で取りまとめて申請してください。

## II 選択評価事項について

### 選択評価事項A 研究活動の状況

Q6 選択評価事項A「研究活動の状況」における評価を実施する場合に必要な評価担当者どのように配置しているのか。

A 選択評価事項A「研究活動の状況」の評価については、対象大学の状況に応じた評価部会を編成し実施します。その際、教員個人の研究業績に対する水準判定は行わずに、「研究活動実績票」（自己評価実施要項30～33ページ）を基に、観点ごとの分析・判断を総合して組織（機関としての大学）に対する評価を行います。したがって、当該事項における評価は、科学研究費補助金の研究分野の分類（系・分野・分科・細目）の「分科」に準じて複数の評価担当者を配置することを基本としています。

Q7 基礎研究、応用研究、文科系研究、理科系研究等といった研究活動の多様性を考慮した場合、それぞれの研究活動の特性に応じた多様な視点によって評価が行われる必要があると考えられる。観点A-2-①～③に係る「研究活動実績票」において、どのような根拠となる資料・データ等を提示すればよいのか。

A 自己評価では、各大学において各研究分野の特性や多様性を踏まえて判断し、研究活動の内容や成果について適切な資料・データ等を示してください。特に、「自己評価実施要項」（28～29ページ）においては、別紙様式②【研究成果の質】、別紙様式③【研究成果の社会・経済・文化的な貢献】に記載する「外部者からの評価例」を挙げていますが、あくまでも例示であり、研究分野によっては適さない場合もあり得ると考えます。

なお、機構においても、評価対象の大学の学部・研究科等の構成に応じた評価部会を構成し、各研究分野の特性を鑑みて評価を行います。

### 選択評価事項B 地域貢献活動の状況

Q8 「地域貢献活動」とはどのような活動をさすのか。また、「地域」とは、どの程度の範囲をさすのか。

A 選択評価事項Bにおける「趣旨」説明、及び、「自己評価実施要項：別紙2（21～22ページ）」に示すように、地域貢献活動としては、例えば、正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供や、産業界との協力による地域産業の振興への寄与、国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画等が考えられます。しかし、これらはあくまでも例示であり、これらのすべてを含んでいる必要はありませんし、また、これ以外の内容を含んでいてもかまいません。この事項においては、それぞれの大学が設けている地域貢献活動の目的に応じて、適切と考える活動の状況について分析・評価してください。

なお、「地域」の範囲については、大学の目的や状況に応じて適宜判断してください。

## 選択評価事項C 教育の国際化の状況

Q9 「教育の国際化に向けた活動」は、機関別認証評価においても評価の対象として含まれているが、機関別認証評価と選択評価事項C「教育の国際化の状況」を同時に受ける場合に、機関別認証評価における教育の国際化に関連する記載方法、記載内容を変更する必要があるのか。

A 「教育の国際化に向けた活動」は、認証評価の対象として含まれますが、選択評価事項C「教育の国際化の状況」は、「教育の国際化に向けた活動」に焦点を絞り、より詳しく評価を行うもので、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価です。

したがって、選択評価事項C「教育の国際化の状況」を受けるか否かによって、認証評価の記載方法、記載内容を変更する必要はありません。

Q10 「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」において対象としているのは、どのような学生か。

A 「外国人学生の受入」において対象としているのは、正規留学生（ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる留学生も含む。）、及び、短期・超短期プログラムによって受け入れている外国人学生です。また、「国内学生の海外派遣」において対象としているのは、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラム、及び、短期・超短期プログラムによって海外に派遣している学生です。

なお、詳しくは「自己評価実施要項」の「外国人学生受入実績票・国内学生海外派遣実績票について」を御参照ください。



### Ⅲ 自己評価実施要項について

Q11 選択評価事項では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいのか。

A 選択評価事項においては、大学評価基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その事項に係る各大学が有する目的の達成状況等を中心に評価します。

当該事項に係る目的の達成状況は、選択評価事項に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、判断することになります。その際の観点ごとの分析は、大学評価基準における観点ごとの分析と同様であり、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を行うことになります。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」（3～5ページ）を御参照ください。

Q12 選択評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。

A 自己評価において目的の達成状況は、各観点の「観点到る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を総合して判断してください。選択評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由は、観点ごとの分析における記述自体がそれに該当しますので、自己評価書に記述する必要はありません。

Q13 選択評価事項A「研究活動の状況」と選択評価事項B「地域貢献活動の状況」では、自己評価のプロセスに何か違いはあるのか。

A 選択評価事項の自己評価のプロセスは、①「観点到る分析」、②「目的の達成状況の判断」、③「優れた点及び改善を要する点」となっており、選択評価事項AとBにおいて、違いはありません。

ただし、選択評価事項A「研究活動の状況」の自己評価の際には、別紙様式「研究活動実績票」を作成し、根拠となる資料・データ等の一つとして用いつつ、自己評価を行っていただく必要があります。

#### 自己評価の根拠となる資料・データ等

Q14 別紙様式①—乙【研究成果一覧】において、教員一人につき過去5年以内における3点以内の研究成果を記載することになっているが、「過去5年以内」とはどのように扱うべきか。

A 平成30年度実施分における「過去5年以内」とは、基本的には、平成25年度から平成30年度の自己評価書提出日までの期間としていただければ結構です。

なお、当該様式に記載する研究成果は、既に公表されているものである必要があります。

Q15 別紙様式①—乙【研究成果一覧】において、専門分野は、科研費の細目番号表の「分科」から一つ選択するように明記されているが、専門分野が横断的にまたがっている場合は、二つ記入してもよいのか。



A 専門分野が横断的にまたがっている場合は、「分科」を二つ記入していただいても結構です。

---

**Q16 「研究活動実績票を作成する単位は、基本的に『学部・研究科』や附置研究所等とします。」とあるが、例えば、自然科学研究科のように基礎となる学部が複数ある場合はどのような作成単位とすればよいか。また、同一の学部の中に専門性の大きく異なる学科がある場合には、研究活動実績票を学科ごとに作成することは可能か。**

---

A 研究活動実績票は、研究活動に関して作成していただくものです。そのため、大学の判断により、研究活動に関する施策の策定や支援体制の構築が行われている組織単位を、研究活動実績票の作成単位としてください。

また、専門性の違いが大きく、一つの様式に記入すると各学科の研究活動の実施状況、研究成果の質や研究成果の社会・経済・文化的な貢献について、適切に表現できない場合には、学科等の専門分野ごとに分けて作成していただいても構いません。

---

**Q17 自己評価の根拠となる資料・データ等例の「複数の学部・研究科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」や「大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料」とは、具体的にどのようなものであるのか。**

---

A 「複数の学部・研究科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」とは、研究活動実績票のみから得られる資料・データ等であり、「大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料」とは、研究活動実績票以外に大学が独自に持っている資料・データ等を意味しています。それぞれに関して具体的には、学部等ごとの数値を全学的に整理した一覧表や、学部・研究科等を横断して実施されている学内プロジェクト研究や産学連携等の施策の実施状況を示す資料・データ等が考えられます。

---

**Q18 大学院A研究科は独立大学院であり、専任教員は数名で他は学部所属の兼務教員（兼担）で構成されている。当該研究科の別紙様式①—乙【研究成果一覧】の作成に当たっては、当該専任教員について記述し、兼務教員（兼担）の研究成果については所属学部の方に記述することになった場合、当該研究科の研究活動の状況を十分に表現することができない。この場合、どのようにすればよいか。**

---

A 別紙様式①—乙【研究成果一覧】に記載すべき教員は、当該組織の専任教員であることは自己評価実施要項に明記しているところですが、他の学部所属の兼務教員（兼担）の研究成果を掲載しないと、当該研究科の研究活動の状況を十分に表現することができない場合には、兼務教員（兼担）の氏名、研究成果等を別紙様式①—乙に記載した上で、別紙様式②【研究成果の質】、別紙様式③【研究成果の社会・経済・文化的な貢献】に、どのように外部者から評価されたかを記載してください。別紙様式①—甲【学部・研究科等の研究活動の実施状況】においては、兼務教員（兼担）を含めた研究活動の実施状況を記載してください。

なお、兼務教員（兼担）を研究活動実績票に記載する際には、当該教員が兼務であること、また、研究成果を重複して記載する場合には、そのことが分かるようにしてください。（例えば、兼務教員（兼担）の氏名の後ろに括弧書きで「〇〇学部兼務」と記述するほか、研究成果の後ろに括弧書きで「再掲」と記述するなど。）

## IV 評価実施手引書について

Q19 選択評価事項C「教育の国際化の状況」において、三つの視点（「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」）を挙げているが、そのすべてにおいて、優れた取組を実施し、成果を上げていなければ、良い評価は得られないのか。

A 大学によって、教育の国際化の目的は一律ではないと想定されるため、三つの視点を設けています。いずれかの視点に関して、優れた取組を実施し、成果を上げていけば、それに応じた評価を行います。

Q20 選択評価事項C「教育の国際化の状況」の三つの視点（「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」）の水準について、判定の基準となる一般的な水準とはどのようなものか。

A 一般的な水準とは、日本の大学における平均的な取組状況のことをいいます。各視点に関連する取組の具体例及びその実施状況については、「選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）」に記載しています。

Q21 「選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）」において、「一般的な水準にある」で記載されている外国人学生受入実績（50～150人・2～4%）と国内学生海外派遣実績（15～50人・0.5～1.5%）の人数と率は、何を根拠にしているのか。

A 学校基本調査、日本学生支援機構の各種調査、及び当機構が実施した教育の国際化に関する調査による、受入実績の平均値（129人・3.5%）及び中央値（53人・2.2%）、派遣実績の平均値（47人・1.3%）及び中央値（16人・0.7%）を根拠としています。

Q22 「選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）」において、「一般的な水準にある」として、外国人学生受入実績と国内学生海外派遣実績について、人数と率の両方の数値基準を示しているのはなぜか。

A 外国人学生の受入や国内学生の海外派遣について、我が国全体としては、その総数が重要となるため、人数を条件として設定しています。ただし、人数のみでは、小規模大学の実績が適切に評価されないおそれがあるため、在籍者数に対する率も設定し、人数か率のいずれかの条件を満たせばよいこととしています。



問い合わせ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
評価事業部評価支援課大学評価係

TEL:042-307-1642

FAX:042-307-1558

E-mail: [daigaku@niad.ac.jp](mailto:daigaku@niad.ac.jp)